

平成30年9月28日

横浜文化体育館再整備事業に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、横浜文化体育館再整備事業（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第54条第1項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

1. 本事業の概要について

現在の横浜文化体育館は、竣工してから50年以上経過し、老朽化が進んでいることに加え、サブアリーナがないこと等、大規模なスポーツ大会等に対応するための機能面の課題も有しており、市民の武道振興のため武道大会を開催する場の確保も求められています。また、平成32年度に市庁舎機能の転出を計画している関内駅周辺地区では、横浜市がまちづくりに関して様々な取組を進めています。これらを包括的に勘案し、関内駅周辺地区のまちづくりのリーディングプロジェクトとして、市民利用はもとより、大規模な大会やコンサートなどの興行利用にも対応したメインアリーナ施設及び横浜武道館としてサブアリーナ施設を整備し、横浜の新たなスポーツ振興の拠点とするとともに、関内駅周辺地区の賑わい創出の核とすることを目的としています。

2. 対象事業者について

対象事業者名：株式会社YOKOHAMA文体

※ 対象事業者は、本事業実施のために株式会社フジタ（代表企業、本社所在地：東京都渋谷区）、株式会社電通（本社所在地：東京都港区）、株式会社梓設計（本社所在地：東京都品川区）、大成建設株式会社（本社所在地：東京都新宿区）、馬淵建設株式会社（本社所在地：神奈川県横浜市）、株式会社渡辺組（本社所在地：神奈川県横浜市）、川本工業株式会社（本社所在地：神奈川県横浜市）、公益財団法人横浜市体育協会（財団事務所所在地：神奈川県横浜市）、日本管財株式会社（本社所在地：東京都中央区）、及びスターツコーポレーション株式会社（本社所在地：東京都中央区）の出資により設立された特別目的会社です。

3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。

以上